

相続のあんなことやこんなこと、お伝えします！！

発行者：あすなろ相続支援センター
発行日：令和3年1月20日
〒702-8027 岡山市南区芳泉4丁目1-5
☎TEL: 0800-200-6200
E-mail: info@asunarosouzoku.com
URL: http://asunarosouzoku.com

相続財産に係る承認手続きの種類

相続財産、どうすればよい？

相続が開始されると、プラスの財産(資産)だけでなく、マイナスの財産(負債)も含め、被相続人が有していた一切の権利義務(相続財産)が相続人に承継されることになります。

相続財産に負債の財産が含まれていた時、無条件に負債を受け継がなければならないということになると、相続をするかどうかという相続人の意思を無視することになり、相続人の権利を侵害するおそれがあります。

そこで相続人のとるべき手続きに以下の3つが存在します。



「単純承認」、「限定承認」、「放棄」

① 単純承認

被相続人の財産に属した一切の権利義務を無限に承継することをいいます。(被相続人が債務超過であった場合には、相続人固有の財産から弁済が求められます。)

特別な手続きはなく、一定の場合には、単純承認したものとみなされます。他の相続人と相談する必要もありません。

② 限定承認

相続人が、被相続人から相続によって得た財産(権利)の範囲内において、限定的に被相続人の債務(義務)等を負担することを条件として承継することをいいます。(被相続人が債務超過であった場合も、相続人の固有財産からの持ち出しは回避されます。)

限定承認を希望する場合は、相続を知った日から3か月以内に**限定承認申述書と財産目録を家庭裁判所に提出**します。

③ 放棄

相続人が被相続人の財産に属した一切の権利義務の承継を拒否することをいいます。

放棄する場合は、相続を知った日から3か月以内に**家庭裁判所に相続放棄申述書を提出**します。

もし、負債の方が多ければ・・・

① 単純承認

(何も手続きをしなかった場合は単純承認となる)

プラスの財産
(資産)
もらう

マイナスの財産
(負債)
負債を全額支払う

相続した財産と
自分の財産で

② 限定承認

プラスの財産
(資産)
もらう

マイナスの財産
(負債)
相続した財産の分だけ
負債を支払う

相続した財産の分だけ
負債を支払う

③ 放棄

プラスの財産
(資産)
もらわない

マイナスの財産
(負債)
負債を支払わない

！
負債を支払わない

「自筆証書遺言」の保管制度 その3

自筆証書遺言書シリーズ、第3弾！！ 作成した「自筆証書遺言書」の保管方法について検討してみます。

法務局における自筆証書遺言書保管制度について http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html

自筆証書遺言はどこに保管する??

保管方法は、1) **自分で保管する** (自宅・貸金庫・どなたかに預ける)
2) **法務局で保管する** 大きく分けて、二つの保管方法が考えられます。



1) 自分で保管する場合

1. 封筒に入れる

封筒に定めはありませんが、あまり小さいものと、紛れて見つけてもらえない恐れがありますので、大き目の封筒に入れることをお勧めします。

2. のりで封をして、真ん中に「割印」する

3. 表に「遺言書」、

裏に「遺言書を書いた日付」「遺言者氏名〇〇〇〇」を明記
勝手に開封してはいけないことを知らない遺族の方も多いため「開封せずに家庭裁判所へ提出して検認を受けてください」と記載しておくのもよいと思います。

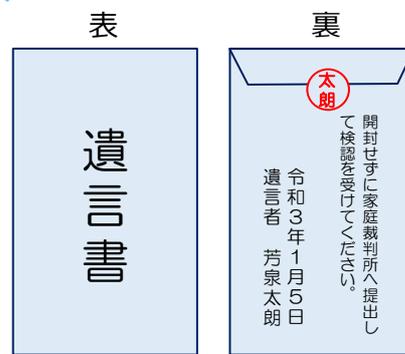
4. 保管する

保管方法、保管場所に法的定めはありません。一般的には**自宅の安全な場所**や、銀行などの貸金庫などに保管します。

亡くなった後は・・・

遺族の方が、未開封のまま、**家庭裁判所へ提出し、検認を依頼**する。

＜遺言書の封書の書き方＞



＜長所＞

- ・思いついた時すぐに、何でも書き直せる。
- ・自宅に保管すれば、費用はかからない。

＜短所＞

- ・亡くなった後、遺族の方に見つけてもらえなければ遺言を残す意味がない。
- ・わかりやすいところに保管していると改ざんされる恐れがある。
- ・家庭裁判所の検認が必要。

2) 法務局へ保管を依頼する

1. 法務局（遺言書保管所）に予約する

遺言者の方の**住所地、本籍地又は所有する不動産の所在地**が管轄する遺言書保管所になります。一度保管依頼すると、遺言書の再申請や閲覧、保管の撤回など、その**遺言書保管所に届け出ること**になります。予約は、「**法務局手続案内予約サービスの専用HP**」または、「**管轄法務局へ電話または窓口にて**」。**30日前から**前々業務日の午前中まで受付。

2. 書類を持参する

- 遺言書 (封筒には入れない)
- 申請書 ○本籍地の記載のある住民票(3か月以内のもの)
- 本人確認書類(免許証、マイナンバーカードなど) ○手数料**3900円**

3. 保管証を受け取る

遺言書を閲覧、撤回、変更、遺言書情報証明書を発行する際など、保管番号があると便利です。ご家族に遺言書の存在を伝える際にも活用できます。

亡くなった後は・・・

①関係遺言書保管通知：遺族の方が、法務局にて遺言書情報証明書を閲覧すると相続人全員に遺言書が保管されている旨が通知されます。遺族の方が閲覧等をしなければ、通知されません。

②死亡時の通知：死亡の事実を確認した場合、予め指定した遺族に通知書が送られます(令和3年度以降)。

＜長所＞

- ・法務局に預ける、**安心感**がある。
- ・相続人による改ざんの恐れがない。
- ・保管中でも、閲覧や撤回ができる。
- ・費用が安い
- ・家庭裁判所の検認が**不要**。

＜短所＞

- ・内容は、法務局では精査してもらえない。
- ・氏名や住所に変更があったら、**変更**しなければならない。
- ・本人が**法務局**に向かなければならない。

税理士による無料相談 実施中!!

毎月 第1火曜日 60分 要予約

場所 福田好子税理士事務所

ご予約はお電話で!!

☎ 086-261-2331



女性の専門家による相続手続き支援

あすなる相続支援センター

〒702-8026

岡山市南区芳泉4丁目1-5 (福田好子税理士事務所内)

☎ 0800-200-6200

E-mail : info@asunarosouzoku.com

URL : http://asunarosouzoku.com

あすなる相続

検索